

## 子育て住宅促進区域の指定等に関する要綱（案）

### （目的）

**第1条** この要綱は、子育て住宅促進区域の指定等に関して必要な事項を定めることにより、子育て世帯等が暮らしやすい住まい及び住環境の確保の促進を図るとともに、子育て世帯等の定住の促進及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

### （定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 同居者に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる世帯をいう。
- (2) 子育て世帯等 子育て世帯及び合計年齢が 80 歳以下の夫婦の世帯をいう。
- (3) 市街化区域 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化区域をいう。

### （子育て住宅促進区域の指定の申出等）

**第3条** 市町長は、知事に対し、当該市町の区域内であって、子育て世帯等の転入及び定住を特に促進する必要がある区域について、様式第 1 号による申出書により、子育て住宅促進区域として指定することを申し出ることができる。

**2** 市町長は、前項の規定による申出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 子育て住宅促進区域の名称、位置及び区域
- (2) 子育て住宅促進区域における住宅及び住環境に係る現況及び課題
- (3) 子育て住宅促進区域における子育て世帯等の居住を促進するための方針（以下「子育て世帯等居住促進方針」という。）

**3** 子育て世帯等居住促進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 子育て世帯等の居住の促進に係る目標
- (2) 子育て世帯等の居住の促進に関する施策

### （子育て住宅促進区域の指定等）

**第4条** 知事は、前条第 1 項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る区域

が次の各号に掲げる区域にあっては、当該各号のいずれにも該当するものであって、当該申出に係る区域において子育て世帯等の居住の促進を図るための特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該区域を子育て住宅促進区域として指定するものとする。

#### (1) 市街化区域

- ア 良質な住宅ストックを有する又は供給見込がある区域であること。
- イ 地域拠点である駅又はバス停を中心として、商業施設、教育施設、公園及び子ども預かり施設が概ね徒歩圏内にある区域であること（整備予定含む）。
- ウ 概ね 0.5ha 以上のまとまりのある区域であること。
- エ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域内であること。ただし、立地適正化計画を作成していない場合にあっては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の区域内（工業専用地域等住宅の立地が規制されている区域を除く）であること。
- オ 次に掲げる区域を含まないこと。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合はこの限りでない。
  - ①土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域
  - ②建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域
  - ③津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第72条第 1 項に規定する津波災害特別警戒区域

#### (2) 市街化区域以外の区域

- ア 既存の住宅ストックの活用が見込める又は更新が必要な区域であること（既に基盤整備がされている市街地又は集落の区域を基本とする）。
- イ 子育て世帯を支える地域の施設、人材、活動、ネットワークなどの社会的資源（以下「子育て資源」という。）が比較的充実している又はこれらの充実を図る将来計画がある区域であること。
- ウ 小中学校が概ね徒歩圏内にある区域であること。ただし、小中学校が徒歩圏内にな  
いことを補うような子育て資源を有する区域はこの限りでない。
- エ 概ね 0.5ha 以上のまとまりのある区域であること。

オ 都市再生特別措置法第 81 条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域内であること。

ただし、立地適正化計画を作成していない場合にあっては、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成 6 年 3 月 29 日条例第 16 号）第 9 条第 4 号に規定する区域を基本とすること。

カ 前号オに掲げる区域を含まないこと。

2 知事は、子育て住宅促進区域を指定しようとするときは、あらかじめ、住宅審議会子育て住宅促進区域部会の意見を聴くものとする。

3 知事は、子育て住宅促進区域を指定したときは、関係図書を公表するものとする。

**（補則）**

**第 5 条** この要綱の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 8 年 月 日から施行する。

年 月 日

子育て住宅促進区域指定申出書

兵庫県知事 様

市町長

子育て住宅促進区域の指定等に関する要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり子育て住宅促進区域の指定を申し出ます。

- 1 子育て住宅促進区域として指定を受けようとする区域の名称、位置及び区域
  - (1) 名称
  - (2) 位置
  - (3) 区域
- 2 子育て住宅促進区域として指定を受けようとする区域における住宅及び住環境に係る現況及び課題
  - (1) 現況
  - (2) 課題
- 3 子育て住宅促進区域における子育て世帯等の居住を促進するための方針
  - (1) 子育て世帯等の居住の促進に係る目標
  - (2) 子育て世帯等の居住の促進に関する施策（既存施策、今後予定している施策）

添付図書

- 1 子育て住宅促進区域の位置図（縮尺 25,000 分の 1 以上のもの）
- 2 子育て住宅促進区域の区域図（縮尺 2,500 分の 1 以上のもの）
- 3 その他必要な書類及び図面